

法人市民税の税率

◎ 均等割

1号法人	以下各号に掲げる法人以外の法人	-	50千円
2号法人	資本等の金額が千万円以下	従業員50人超	120千円
3号法人	資本等の金額が千万円を超え1億円以下	従業員50人以下	130千円
4号法人	資本等の金額が千万円を超え1億円以下	従業員50人超	150千円
5号法人	資本等の金額が1億円を超え10億円以下	従業員50人以下	160千円
6号法人	資本等の金額が1億円を超え10億円以下	従業員50人超	400千円
7号法人	資本等の金額が10億円超	従業員50人以下	410千円
8号法人	資本等の金額が10億円を超え50億円以下	従業員50人超	1,750千円
9号法人	資本等の金額が50億円超	従業員50人超	3,000千円

※ 平成20年4月1日以降に開始する事業年度分より適用

◎ 法人税割 課税標準となる法人税額×12.3/100

法人数(平成22年7月1日)

区分	1号法人	2号法人	3号法人	4号法人	5号法人	6号法人	7号法人	8号法人	9号法人	計
平成16年度	631	4	111	13	23	6	61	1	2	852
平成17年度	615	4	109	14	19	4	58	2	2	827
平成18年度	616	4	110	14	22	4	57	1	3	831
平成19年度	663	4	112	13	20	4	55	1	4	876
平成20年度	665	4	113	12	21	4	60	1	3	883
平成21年度	656	5	111	11	20	4	60	2	4	873
平成22年度	628	5	106	9	26	4	59	2	3	842

(「課税状況等の調」による)

法人市民税課税状況(平成22年7月1日)

区分 年度	法人数	調定額 (千円)	前年度対比 (%)
平成16年度	852	187,530	92.4
平成17年度	827	188,484	100.5
平成18年度	831	197,750	104.9
平成19年度	876	227,867	115.2
平成20年度	883	172,482	75.7
平成21年度	873	152,649	88.5
平成22年度	842	-	0.0

(「課税状況等の調」による)